

二本松市議会政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成基準

(趣旨)

第1条 二本松市議会政務活動費の用途に関する内規第3条(3)ただし書の規定に基づき、政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成基準を定めるものとする。

(作成基準)

第2条 政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成基準は、別表のとおりとする。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表

- (1) 会派広報紙に次の各号に掲げる事項が掲載されていること。
- ア 市政若しくはその課題、市政に係る二本松市議会（以下「議会」という。）での審議状況又は会派の活動状況に関する事項（以下「市政等事項」という。）
  - イ その発行主体たる会派の名称
  - ウ 当該会派広報紙の作成費に政務活動費が充てられていること。
- (2) 会派の構成員のプロフィール（写真に係るものを除く。）にあつては、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項が会派広報紙に掲載されていないこと。
- ア 当該構成員の氏名又は年齢
  - イ 当該構成員の議会における役職、所属する委員会の名称又は二本松市議会議員選挙の当選回数
  - ウ 当該構成員の会派等における役職
  - エ 当該構成員の附属機関その他の市政に係る機関等における肩書
  - オ その他当該構成員に係る事項で、会派が行う二本松市議会政務活動費の交付に関する条例第5条に規定する調査研究その他の活動と合理的関連性を有すると議長が認めるもの
- (3) 会派広報紙に掲載される会派の構成員の写真にあつては、次に掲げる要件を備えていること。
- ア 会派の構成員の写真にあつては、その掲載部分の面積が12平方センチメートル以下であること。ただし、市政等事項に係る記事に一体となって掲載することは認めない。
  - イ 会派の構成員の写真がその集合写真である場合にあつては、当該写真の掲載部分の面積が当該面積及び市政等事項に係る記事の部分の面積の合計面積の3分の1以下であること。
  - ウ 会派広報紙の全体の構成及び掲載項目、市政等事項に係る記事の配置、分量等に鑑みて、当該写真等の掲載が過度なものでないこと。